

後志広域連合だより

後志広域連合は、平成19年4月に発足し、管内16町村で、税の滞納整理、国民健康保険、介護保険、広域化の調査研究事務を行っています。

令和6年第1回後志広域連合議会臨時会を開催しました

令和6年第1回後志広域連合議会臨時会を8月28日にホテル第一会館（倶知安町）で開催し、下記のとおり議案が審議され、原案どおり可決されました。

◇ 審議された議案と結果

議案第1号 令和6年度後志広域連合一般会計補正予算（第1号）

<内 容>

補正額 452千円追加

口座振込等手数料の増額

議案第2号 令和6年度後志広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

<内 容>

補正額 459,125千円追加

令和5年度介護保険給付費国庫負担金等の精算に伴う返還金、

令和5年度からの繰越金確定に伴う基金への積立金等の増額



令和6年8月28日定例会の会議録はこちらから確認できます。

URL：https://www.shiribeshi-kouiki.jp/file/contents/422/4063/r6_r1.pdf



▲二次元コード

○ 後志広域連合へのアクセス

〒044-8588

虻田郡倶知安町北1条東2丁目

後志合同庁舎車庫棟2階

（後志総合振興局裏）

○ 後志広域連合Webサイト

URL：<https://www.shiribeshi-kouiki.jp>

二次元コードからアクセス

できます。



発行：後志広域連合

発行月：令和6年12月

このページに関するお問い合わせ： 総務課 TEL 0136-55-8010

滞納の無い地域を目指して

◇ 滞納の減少、ゼロに向けた取組み

当広域連合では、税に関する「町村職員特別研修会」を年2回実施しています。研修会は、「特定非営利活動法人ローカルガバメント・ネットワーク」からの派遣講師の講義により、税の徴収だけでなく、自治体の債権全般の滞納徴収に関する知識やテクニックを学び、当広域連合構成町村職員の徴収能力の向上を目的としています。

研修会の様子

- ・ 令和6年5月実施 「滞納整理の価値と戦略」
▼ 大阪府寝屋川市教育委員会事務局社会教育推進課 課長 岡元 譲史 氏



- ・ 令和6年10月実施 「新人職員からベテラン職員まで明日からできる債権管理」
▼ (高知県)幡多広域市町村圏事務組合 租税債権管理機構徴収管理監 松原 勝利 氏



◇ 納付期限を守って納税しましょう！！ ～「延滞金」について

税金には納付期限が定められています。納付期限までに納税されないと「延滞金」が発生します。

「延滞金」は、期限内に納税していれば発生することの無い、いわば「無駄な出費」です。

また、「延滞金」は税金に付随して発生するので、税金同様に納付義務があり、納付が無い場合は「滞納処分の対象」になります。

「無駄な出費」である「延滞金」を納めないためにも、納付期限までに納税をお願いします。

納付期限までに納付が困難な方は、納税を後回しにしたり、放置せずに、各町村の税務担当にご相談ください。

医療保険に関するお知らせ

◇ マイナンバーカードと健康保険証の一体化について

本年12月2日以降、現行の健康保険証は新たに発行されなくなり、マイナンバーカードを健康保険証として利用する仕組み（マイナ保険証）に移行します。

現行の健康保険証は、記載事項に変更などが無い場合、健康保険証に記載されている有効期限（令和7年7月31日が最長）まで、引き続き利用することができます。

マイナンバーカードを取得していない方や、マイナンバーカードを健康保険証として登録していない方には「資格確認書」が交付され（申請不要）、これを医療機関等に提示することで、通常の保険診療を受けられます。

マイナ保険証での受診が困難な方（高齢者、障がいのある方）や、マイナンバーカードを紛失・更新中の方は、申請（役場国民健康保険担当窓口）により「資格確認書」が交付されます。



【マイナ保険証のメリット】

- ・ 受診時・調剤時にマイナンバーカードを用いて受付し、情報提供に同意することで、過去に処方されたお薬や特定健診などの情報を医師・薬剤師にスムーズに共有することができます。
 - ・ マイナンバーカードを健康保険証として利用すれば、「限度額適用認定証」がなくても、公的医療保険が適用される診療に対しては限度額を超える分を支払う必要がありません。
- ※ メリットについて、詳しくは厚生労働省ホームページをご確認ください。

<URL:https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22682.html>
二次元コード ▶



◇ 医療費通知を送付しています

医療費通知は、確定申告の医療費控除の添付資料としても使用可能です。送付月は下記のとおりですが、12月診療分は確定申告の期限に間に合いませんので、ご自身で領収証を用意してください。

【送付月】

6月(1～3月診療分)・9月(4～6月診療分)・12月(7～9月診療分)
2月(10～11月診療分)・3月(12月診療分)

※ 再発行はできませんので、ご注意ください。

※ 本年10月以降、後発医薬品（ジェネリック医薬品）がある医薬品で、一部の先発医薬品の処方等または調剤を希望した場合には、「特別の料金」を支払うこととなっています。

「特別の料金」は医療費控除の対象となりますが、保険適用外部分の金額であるため、医療費通知に記載する金額には「特別の料金」は含まれていません。医療費控除の申告の際は、「特別の料金」がわかる領収証が必要となりますので、紛失しないようご注意ください。詳しくは税務署へお問合せください。



令和6年4月より固定用スロープ・歩行器・歩行補助つえの購入に 介護保険を利用できるようになりました

介護保険制度では、在宅で自立した生活を送るため、入浴用いすや歩行補助つえなどの一部の福祉用具の購入に介護保険サービスを利用することができます。制度改正により令和6年4月から上記品目について貸与と購入を選択の上、介護保険制度を利用できるようになりました。

福祉用具購入費の支給対象要件は次のとおりです。

- 対象となる方
後志広域連合の被保険者で介護認定を受けている方
- 利用者負担
各福祉用具の上限額の範囲内でかかった費用の1～3割と上限額超過分
- 対象となる福祉用具
 - ・ 移動用リフトのつり具の部分 ・ 腰掛便座 ・ 自動排せつ処理装置の交換部品
 - ・ 排せつ予測支援機器
 - ・ 入浴補助用具(入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴用介助ベルト等)
 - ・ 簡易浴槽
 - ・ 固定用スロープ・歩行器・歩行補助つえ(新規)

※ 購入前には必ずケアマネジャーや地域包括支援センターまたはお住まいの町村役場介護保険担当にご相談ください。

令和6年度第1回広域介護連携推進研修会を開催しました

令和6年度第1回広域介護連携推進研修会を11月1日に後志総合振興局で開催しました。

今回の研修会では、当広域連合構成16町村の地域支援事業に係る認知症施策推進のため、「認知症ケアに携わる方の資質向上」、「認知症の人の視点を重視した支援体制の整備」を目的とし、道の協力の下、(株)朝日新聞社坂田一裕氏をお招きして、「認知症のイメージ、捉え方及び支え合うためのヒント」についての講演と、VR機器を活用した認知症の本人視点体験などを行いました。



当日は、介護保険担当職員、地域包括支援センター職員その他関係する介護関係職員ほか、当広域連合職員も含め約50(午前・午後)名が参加しました。休憩時間中にもVR機器による症状の体感を得ようと積極的な受講姿勢が見られていました。

◀ VR機器を活用した
認知症視点体験